

# 学校と保護者・地域とのより良好な関係づくりに係る基本方針

## 第1条 目的

- 1 この基本方針は、駒場学園高等学校（以下、「本校」という）の教育方針である『四海に通じる人間形成』の実現のため、教職員と保護者・地域の方（以下「保護者等」という）との強固な信頼関係の下、両者がお互いに尊重し合い、それぞれの役割を踏まえて連携・協働することを目的とする。
- 2 東京都が策定した「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン」に則り、すべての生徒が安心して学び、健やかな成長を遂げることができるよう、教職員が常に誇りややりがいをもって教育活動に専念できる環境を整備することを目的とする。

## 第2条 基本ルール

- 1 本校と保護者は、生徒のために必要な情報の共有を図る。
- 2 教職員と保護者等との面談や電話（以下、「面談等」という）は、生徒のために対応すべき課題を明確にして行うこととし、その解決に向けて学校として適切に対応する。
- 3 面談等は、第4条各号に定めるルールを基本に実施する。
- 4 課題の解決に向けて、必要に応じて福祉・医療・警察等の関係機関や心理・法律等の専門家とも連携して対応する。
- 5 本校が教育機関であることを踏まえ、生徒への模範となるよう、教職員や保護者等は社会通念に則った行動を徹底する。

## 第3条 行動指針

- 1 保護者会や三者面談などを通じた情報共有により、相互理解を深める。
- 2 生徒に関する日常的な相談などに関して丁寧で円滑なコミュニケーションに努める。
- 3 後援会などを通じて学校運営に関する意見交換を実施する。
- 4 多文化共生社会において全ての人々が互いの文化を尊重するとともに、日本のルールや習慣への理解を促進し、共に支え合う意識を醸成する。
- 5 学校を取り巻く状況が変化するなか、研修などを通じて教職員一人ひとりの相談対応力を高める。

## 第4条 面談等のルール

- 1 本校への連絡は原則として教職員の勤務時間内に実施する。
- 2 教職員等との面談は、あらかじめ調整した日時に実施する。
- 3 本校が必要と判断する場合は、会話を録音することがある。また、弁護士等の専門家と情報を共有する。

- 4 保護者等との面談時には、教職員のほか弁護士等の専門家が同席することや、教職員に代わって話をすることがある。
- 5 不当・違法な行為が認められる場合は、直ちに面談等の対応を中止し、学校から退去いただくことや、警察に連絡することがある。

#### 第5条 対象となる不当・違法な行為

保護者等から教職員に対して行われる著しい迷惑行為であって、教職員の就業環境を害する、以下の行為を対象とする。ただし、これに限定するものではない。

- 1 常識を逸脱した要求や行為
  - (1) 深夜・早朝・休日など、勤務時間外の面談等の要求
  - (2) 業務に支障をきたすような長時間の居座りや電話
  - (3) 何度も要求を繰り返す、家庭訪問を何度も要求
  - (4) 多項目に及ぶ質問に対する書面回答の要求 など
- 2 威圧的な言動や行動
  - (1) 大声での叱責、暴言、人格を否定する言動
  - (2) 机をたたくななどの威嚇行為
  - (3) 物を投げるなどの暴力行為 など
- 3 合理性を欠く不当な要求
  - (1) 土下座の強要など過度な謝罪の要求
  - (2) 担任の変更、異動、退職を求める要求
  - (3) 教育活動(授業内容、宿題の量等)の細部に対する過剰な干渉や要求
  - (4) 公平性を著しく欠いた、特別扱いの要求 など
- 4 プライバシーの侵害、名誉棄損、誹謗中傷
  - (1) 教職員の個人情報開示の要求
  - (2) 教職員の個人情報を本人の許可なく取得、公開する行為
  - (3) SNS 等において、教職員個人を特定できる形で誹謗中傷する行為 など
- 5 その他
  - (1) ストーカー行為
  - (2) 性的・差別的な言動
  - (3) 不当な金銭の要求
  - (4) その他、これに準ずる要求や行為

#### 第6条 不当・違法な行為に対する本校の基本姿勢

- 1 教職員は、随時管理職に報告・相談しながら、学校組織として対応する。
- 2 面談等は、原則として平日の放課後 30 分を目安とし、複数名で対応する。
- 3 理不尽な要求やハラスメント行為に対しては、毅然とした態度で対応する。
- 4 本校が悪質と判断した場合は、顧問弁護士、警察等の外部関係機関とも連携し、法的措置も含め適切に対応する。

第7条 教職員のメンタルヘルスケアへの取り組み

- 1 本校は、教職員の心理的な負担を軽減するため、専門家によるカウンセリングなど支援を行う。
- 2 不当・違法な行為等を受けた教職員にメンタル不調の兆候がある場合は、専門の医療機関の受診を促す。

第8条 保護者等への周知

- 1 本方針は、本校のホームページに掲載するとともに、保護者との通信連絡手段を用いて、全ての保護者に周知し、理解と協力を求める。

第9条 本校は必要に応じて本基本方針を改訂・廃止することができるものとする。

附則

1. この方針は、2026年4月1日より施行する。